

①大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における感染予防支援事業補助金関係 Q&A

(1)対象事業所

| | 質 問 | 回 答 |
|---|--|--|
| 1 | この補助金はどのようなものなのか。概要を教えてください。 | 次の感染拡大の備えとして、感染対策を行う障害福祉サービス事業所等に対して、マスクや消毒液等の衛生用品などの感染予防経費への支援を行うもの。 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症が発症していない事業所・施設についても補助対象となるのか。 | 補助対象となる。 |
| 3 | 障がい福祉サービスと介護サービスと同じ事業所内(同一敷地内)で行っている場合、いずれの補助事業にも申請することは可能か。 | 重複による申請はできない。備品等の購入物品を共用で申請する場合、法人で合理的な按分ルールを決めることにより、それぞれの補助金交付申請を行うことができる。(購入金額が申請額の上限となる) |
| | 合理的な按分ルールを決めるということだが、具体的にはどのようなものがあるのか。 | 配置人員、利用者数、面積などによる按分できるのではない。また、法人の会計上で経費を案分ルールでもよい。 |
| 4 | ひとつの事業所において、複数の障害福祉サービスを提供しているが、上限額の計算方法を教えてください。 | 例えば、居宅介護と重度訪問介護を行っている場合は、3千円+3千円の計6千円となる。 |
| 5 | 大阪府外にも事業所がある場合、どこへ申請したらよいか。 | 本事業は、大阪府独自の事業となりますので大阪府外に所在する事業所・施設等については補助対象外となる。 |
| 6 | 介護サービス事業所・施設等の補助金について知りたいのですが、どこに連絡すればよいか。 | 「介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業」については、高齢介護室の担当にお問い合わせください。 ◆大阪府介護 感染予防補助金コールセンター 電話 050-3537-3508 |

①大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における感染予防支援事業補助金関係 Q&A

(2)補助対象期間

| | 質 問 | 回 答 |
|---|---|---|
| 1 | 補助対象期間は「令和4年5月1日から7月31日」までとなっているが、どのような手続きを完了する必要があるのか。 | 対象期間内に、原則、物品の①発注、②納品、③支払の手続きが全て完了していることが必要。ただし、③支払については、対象期間内で完了していなくても「補助対象」とはなるが、速やかに手続きを完了してほしい。(8月31日までの支払は、支払後に申請をしてもらう) |
| 2 | 令和4年5月から7月までの間に新規指定を受けている事業所等は、「補助対象」となるとのことだが、この期間中に新規指定を受けた事業所等については、当該指定日よりも以前に購入した衛生用品等の費用は「補助対象」となるのか。 | 令和4年5月から7月までの間に新規指定を受けた事業所等については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用については「補助対象」となる。(指定日以前に購入した衛生用品等は対象外) (期間の途中で新規指定を受けた事業所等についても、基準単価は同じ扱い。 ※補助金の減額はない) |

①大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における感染予防支援事業補助金関係 Q&A

(3)補助対象物品・補助金額

| | 質 問 | 回 答 |
|---|---|---|
| 1 | ポータブルトイレは全ての事業所が補助対象となるのか。 | 全ての事業所が補助対象となる。なお、①短期入所、②施設入所支援、③共同生活介護、④福祉型障がい児入所施設、⑤医療型障がい児入所施設については、ポータブルトイレを購入した場合は、15,000円(上限額)が基準単価に加算される。 |
| 2 | 衛生用品とはどのようなものが補助対象となるのか。 | 目的が感染を防ぎまたは消毒をするために使用する衛生用品を想定している(例:マスク、消毒液、PPE(個人用防護具)、手袋、ガウン、フェイスシールド、キャップ、エプロン、ゴーグル、防護服、シューズカバー、抗原定性検査キット、使い捨て食器、ドライシャンプー、石鹸、ハンドソープ、ペーパータオル、清拭クロス、キッチンペーパー、除菌シート、ウェットティッシュなど) |
| 3 | 要綱等に記載のある補助対象備品以外のものを購入した場合も、補助対象となるのか。 | 備品については要綱に記載のある物品のみが補助対象となる。(パーティション、パルスオキシメーター、空気清浄機、CO2センサー、ポータブルトイレ) |

①大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における感染予防支援事業補助金関係 Q&A

(4)申請(日程、方法、書類)、支払(日、方法)

| | 質 問 | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | 補助上限額に少し余裕(残額)があったので、追加申請をしたいが受付をしてもらえるのか。 | 原則、1回のみ申請になる。今後、追加での購入の可能性があれば、上限額を超えてからの申請をしてほしい。 |
| 2 | 申請は「行政オンラインシステム」でのことだが、紙(郵送またはFAX)での申請は受付してもらえるのか。 | 紙(郵送またはFAX)での申請は不可。「行政オンラインシステム」で申請となる。 |
| 3 | 申請の際に証拠書類の提出は必要か。また、どのようなものが証拠書類となるのか。 | 申請時の証拠書類の提出は必要はない。ただし、府から提出が求められた時に、速やかに提出ができるように保存をお願いしたい。 なお、証拠書類として考えられるのは、①領収書、②納品書、③請求書、④発注書等が想定される。 |
| 4 | インターネットで物品を購入や支払いをしてもよいか。 | 構わない。ただし、パソコン画面をプリントアウトするなど、証拠書類の保存をお願いしたい。 |
| 5 | 補助金の支払日はいつか。また、どのような名称(通帳への印字)での振込みになるのか。 | 8月より毎月10日頃の支払いとなる。ただし、申請書類に不備や漏れがあり補正を行った場合、補正完了後の支払となるため、遅れる場合がある。 また、「オオサカフショウガイ」との名称で振込となる。 |
| 6 | 国保連合会の登録口座に振込みとなっているが、別口座へ振込みをしてほしい。 | 国保連合会の登録口座への振り込みとなります。 |
| 7 | 本法人は、補助対象となる多数(複数)の事業所を運営している。この場合の申請は、法人ごとになるのか、事業所ごとになるのか。 | 申請は、全事業所分を一括して法人ごとでお願いしたい。なお、記入方法については、事業所ごとの内容(積算内訳)は、個票(様式第1号-2)に記入していただきたい。なお、事業所が20か所以上ある場合は、追加(2通目)で申請書を作成していただきたい。(複数の申請書を作成) |
| 8 | 購入費用の金額が確定していない。概算もしくは見込額で申請をしてよいか。 | 購入費用が確定してから、申請をお願いしたい。 |
| 9 | 申請書が届いているか確認したい。(教えて欲しい) | 行政オンラインシステムにてご確認いただけます。 詳細は、大阪府ホームページに掲載している「03 申請状況の確認方法(マイページ)」をご確認ください。 |
| 10 | 補助金申請には、「要件確認申立書」「暴力団等審査情報」の添付が必要だと思うが今回は不要か。 | 様式での添付は不要だが、行政オンラインシステム上で回答いただくこととなる。 |
| 11 | 申請書等に記載する金額は税込み金額か。(税抜き金額の方が都合がよい。) | 税込み金額を記載してください。 |
| 12 | 補助金申請には、「要件確認申立書(様式第1号-3)」「暴力団等審査情報(様式第1号1-4)」の添付が必要だと思うが今回は不要か。 | 行政オンラインシステム上で回答いただくこととなる。(様式での提出(添付)は不要) |
| 13 | 「暴力団等審査情報(第1号-4)」の回答で住所の記載はどうすればよいか。(様式では住所欄があるが、行政オンラインシステムで記入欄がない) | 住所については、法人の所在地を記載していただくことになるが、行政オンラインシステムでは、「1/5法人情報」の欄で記載をいただいております、この画面での記載は不要。 |
| 14 | 「暴力団等審査情報(第1号-4)」の回答で役員について、どの範囲まで記載はどうすればよいか。 | 法人で定められている役員全員について、記載してほしい。 |